

FUJITSU Hybrid IT Service for Google Cloud サービス仕様書

2023年10月24日

1. サービス利用前提条件

- (1) 富士通株式会社(以下「当社」という)は、当社が提供するクラウドサービス FUJITSU Hybrid IT Service for Google Cloud (以下「Google Cloud サービス」という)において、契約者の Google Cloud サービス利用に伴い発生する利用料金を、当社が契約者の契約申込単位で請求するための請求用の Google アカウント (以下「請求先サブアカウント」という)を作成します。
- (2) 契約者は Google Cloud サービス利用のための組織および付随するドメイン(以下「組織ドメイン」)の作成を事前に行い、請求先サブアカウントのアクセス権付与を希望する組織ドメインを利用申込書に記載し提出するものとします。当社は、指定された組織ドメインに対して該当請求先サブアカウントへのアクセス権を付与します。
- (3) 契約者は、Google Cloud サービスの利用時に Google から請求先の指定を求められた場合 (リソースを管理するプロジェクトの作成時等) には、当社より払い出された請求先サブアカウントを指定し、Google Cloud サービスの利用終了まではその状態を維持するものとします。
- (4) 契約者は任意で、後述するコミットメント契約の利用が可能です。コミットメント契約を利用する場合、コミットメント契約の利用開始と同時にしくは事前に Google Cloud サービスの利用契約を締結しているものとします。また、コミットメント契約の利用期間中、Google Cloud サービスの利用契約は解約できないものとします。

2. サービス仕様

当社は、以下のサービスを提供します。

(1) Google Cloud サービス

- ① 当社は、下記の Google Cloud サービスウェブサイトまたは後継のサイトに記載されるサービスを現状有姿にて提供します。仕様は事前通知なく変更できるものとします。

・ Google Cloud Platform Services Summary

<https://cloud.google.com/terms/services>

(2) サポートサービス① (Google Cloud サービスに関するお問い合わせ)

- ① 契約者は、Google Cloud サービスが提供する Cloud カスタマーケアサービスを利用し、Google へ直接問い合わせを行うものとします。Cloud カスタマーケアサービスの詳細は、Google Cloud サービスウェブサイト、後継のサイトで公開されている内容に従うものとします。
- ② 契約者が、Google Cloud サービスが提供する Cloud カスタマーケアサービスを購入する場合、当社より払い出された請求先サブアカウントを請求先として指定するものとします。

(3) サポートサービス② (契約・料金に関するお問い合わせ)

- ① 当社は、Google Cloud サービスの申し込み時に登録された契約者情報に関する契約者からの依頼を受け付けし、回答します。契約者は当社が契約時に提示した契約番号、および所定の手順を用いて問い合わせを行うものとします。問い合わせ窓口の詳細は以下のとおりとします。なお、下表内の時間は全て日本標準時(JST)とします。

問合せ受付時間帯	24 時間 365 日
問合せ受付方法	電子メール
問合せ対応時間帯	当社営業日 9 時から 17 時
問合せ回答方法	電子メールまたは電話
対応言語	日本語
受け付ける内容	・ Google Cloud サービスの利用料金に関する質問

	<ul style="list-style-type: none"> ・ Google Cloud サービスの申込時に登録された担当者情報に関する各種依頼 ・ 各種設定変更依頼 <p>※ただしサービス価格については、以下 Google が公開する情報の通りとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> - Google Cloud プロダクト料金 https://go.fj-cloud.net/googlecloud-price - Google Cloud サポート(カスタマーケア)料金 https://go.fj-cloud.net/googlecloud-support
注意事項	当社営業日の 9 時から 17 時以外の時間帯に受付した質問・依頼は、翌当社営業日 9 時以降の対応となります。

- ② 当社は、商取引上の合理的な努力をもってサポートサービスを実施するものとします。
- ③ 当社は、サポートサービスの提供に必要と判断した場合に限り、問い合わせ元の連絡先を含む情報を Google 及びその関係会社へ共有するものとします。また Google 及びその関係会社は独自の判断により、共有された情報に基づいて問い合わせ元へ直接サポートを提供するものとします。

3. コミットメント契約

コミットメント契約は、当社および契約者間で、コミットメント契約適用期間（以下「適用期間」という）およびコミットメント額を事前にコミットすることで、適用料率にて Google Cloud サービスを利用いただける契約となります。契約者は、別途書面による申し込みを行うことで、コミットメント契約を利用できます。適用期間およびコミットメント額については、当社提案に基づき、当社と契約者間で合意のうえ、決定するものとします。

- ・ 適用料率：コミットメント契約を利用いただくことで、正価に対し適用される個別料率となります。
- ・ 適用期間：コミットメント契約を適用する期間となります。一年未満の期間指定はできないものとします。
- ・ コミットメント額：当社および契約者間で合意した最低限の利用金額となります。適用期間中のご利用料金の合計がコミットメント額に満たない場合、未達分の金額を適用期間終了月の利用料金と合わせて支払うものとします。なお、適用期間を複数年で設定の上、締結いただいた場合、コミットメント額は単年毎に設定され、該当年の最終月までの合計利用料金をもって達成を毎年判断するものとします。未達分金額は該当年の最終月の利用料金と合わせて支払いされるものとします。単年の累計額が該当年のコミット額を超過しても翌年分のコミット額としては持ち越されないものとします。

a コミットメント契約の申込

契約者は、当社および契約者間で合意した内容を申込書へ記載の上、当社まで提出するものとし、当社が書面による受託を通知し、適用期間が開始した時点よりコミットメント契約が適用されるものとします。

b コミットメント契約の解約

適用期間終了後、コミットメント契約を延長することはできず、解約されるものとします。なお、適用期間中にコミットメント契約を解約することはできないものとします。

c サービス終了時のコミットメント金額支払いについて

適用期間中に Google Cloud サービスの提供が終了した場合、契約者はその時点での Google Cloud サービス利用有無に関わらず、コミットメント額のうち未達分金額（適用期間が複数年の場合には各年の未達分金額の総額）を、利用規約に定める方法で計算された Google Cloud サービスの利用料金の未払い分と合算して繰り上げ支払いするものとします。ただし、前述にかかわらず当社または Google の責に帰すべき事由による Google Cloud サービス終了の場合に限り、適用期間の開始日からサービス終了日までの日数に応じて、

契約者はコミットメント額（適用期間が複数年の場合にはサービス終了が発生した年のコミットメント額）を日割りした額のみを、利用規約に定める方法で計算された Google Cloud サービスの利用料金の未払い分と合算して支払うものとします。また、サービス終了日以降のコミットメント未達分金額について、契約者は請求されないものとします。

以上

附則（2023年3月31日）

本サービス仕様書は、2023年3月31日から適用されます。

附則（2023年10月17日）

本サービス仕様書は、2023年10月24日から適用されます。